

木材産業における特定技能外国人の受入れに関する Q&A

(2024年11月11日)

【木材産業分野における制度運用について】 2

- Q1 受入れ機関ごとの上限人数はありますか。
- Q2 現在、技能実習で外国人を受け入れています。技能実習の職種との関係はどのようになっていますか。
- Q3 技能実習2号・3号の実習中に、特定技能1号に切り替えることはできますか。
- Q4 対象業種について
 - (Q4-1) 受入れ可能な事業所であるかどうかは、何をみて判断したらよいですか。
 - (Q4-2) 主たる事業ではありませんが、事業の一部で対象業種に該当する事業を行っている場合は、受入れ可能ですか。
 - (Q4-3) 木製家具の製造を行っている事業所は対象になりますか。
 - (Q4-4) 木製建具の製造を行っている事業所は対象になりますか。
 - (Q4-5) 木製パレットの製造を行っている事業所は対象になりますか。
- Q5 受入れを開始した後は、どのような業務に従事させてもよいのですか。

【木材産業特定技能協議会について】 4

- Q6 協議会にはいつ加入すればよいですか。
- Q7 現時点で特定技能外国人を雇用する予定はありませんが、とりあえず加入することは可能ですか。
- Q8 「協議会への加入」、「試験の受験」、「雇用契約の締結」はどのような順番で手続きすればよいですか。先後関係に決まりはありますか。
- Q9 協議会の加入には、どれくらいの時間がかかりますか。
- Q10 複数の事業所で受入れを検討していますが、協議会への加入は本社(本店)だけでよいですか。
- Q11 協議会加入時の必要書類について
 - (Q11-1) 添付書類に「定款の写し又はこれに代わる書面」とありますが、「これに代わる書面」とは何ですか。
 - (Q11-2) 添付書類に「機械設備一覧表」とありますが、なぜ提出が必要なのですか。様式に指定はありますか。
- Q12 「特定技能外国人の労働安全の確保のために講ずる措置」について
 - (Q12-1) なぜ作業安全の取組状況についての確認が必要なのですか。具体的にはどのような手続きが必要となりますか。
 - (Q12-2) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」とはなんですか。
 - (Q12-3) 作業安全対策の取組状況について、具体的にどのような内容の確認が行われるのですか。

【木材産業特定技能1号評価試験について】 7

- Q13 試験日程・開催場所は決まっていますか。
- Q14 試験の出題範囲を教えてください。

【木材産業分野における制度運用について】

Q1 受入れ機関ごとの上限人数はありますか。

受入れ機関ごとの受入れ数の上限はありません。

Q2 現在、技能実習で外国人を受け入れています。技能実習の職種との関係はどのようになっていますか。

「木材加工職種・機械製材作業」の技能実習2号を良好に修了した場合は、木材産業分野の特定技能1号への移行が認められます。

(それ以外の職種で技能実習を行った場合、木材産業分野の特定技能外国人として就労するには、木材産業特定技能1号評価試験に合格すること等が必要です。)

Q3 技能実習2号・3号の実習中に、特定技能1号に切り替えることはできますか。

実習中の者が、技能実習計画を中断して、特定技能への在留資格の変更を行うことは認められていません。

(ただし、実習中であっても、特定技能への在留資格変更許可申請をすることは可能ですので、技能実習を終えた後、引き続き特定技能に移行する場合は、早めの準備をお願いします。)

Q4 対象業種について

(Q4-1)受入れ可能な事業所であるかどうかは、何をみて判断したらよいですか。

木材産業分野においては、特定技能外国人を受け入れる事業所が、日本標準産業分類に基づく以下のいずれかを行っている必要があります。

- ・ 小分類121 — 製材業、木製品製造業
上記には、「細分類1211 一般製材業」「細分類1212 単板(ベニヤ)製造業」
「細分類1213 木材チップ製造業」「細分類1219 その他の特殊製材業」が含まれます。
- ・ 細分類1222 — 合板製造業
上記には、単板積層材(LVL)製造業が含まれます。
- ・ 細分類1223 — 集成材製造業
- ・ 細分類1224 — 建築用木製組立材料製造業
- ・ 細分類1227 — 銘木製造業
- ・ 細分類1228 — 床板製造業

対象業種の詳細については、まずは日本標準産業分類の「説明及び内容例示」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000941216.pdf)を御確認ください。

(Q4-2) 主たる事業ではありませんが、事業の一部で対象業種に該当する事業を行っている場合は、受入れ可能ですか。

主たる事業でなくても、対象業種に該当する事業を行っている場合は受入れ可能です。

ただし、特定技能外国人を受け入れられるのは、対象業種に係る製品の製造工程（及びそれに付随する関連業務）のみとなりますのでご注意ください。

(Q4-3) 木製家具の製造を行っている事業所は対象になりますか。

木製家具製造業は、木材産業分野の対象には該当しません。

なお、事業の一部で対象業種に該当する事業を営んでいる（対象業種に係る製品を製造加工し、販売している）場合、対象業種に係る製品の製造工程において特定技能外国人を受け入れることは可能です。

(Q4-4) 木製建具の製造を行っている事業所は対象になりますか。

造作材製造業及び建具製造業は、木材産業分野の対象には該当しません。

なお、事業の一部で対象業種に該当する事業を営んでいる（対象業種に係る製品を製造加工し、販売している）場合、対象業種に係る製品の製造工程において特定技能外国人を受け入れることは可能です。

(Q4-5) 木製パレットの製造を行っている事業所は対象になりますか。

パレット製造業は、木材産業分野の対象には該当しません。

なお、事業の一部で対象業種に該当する事業を営んでいる（対象業種に係る製品を製造加工し、販売している）場合、対象業種に係る製品の製造工程において特定技能外国人を受け入れることは可能です。

Q5 受入れを開始した後は、どのような業務に従事させてもよいのですか。

特定技能の試験等により認められた技能を必要とする業務のほか、当該業務に従事する日本人が通常行っている関連業務に、付随的に従事させることができます。

具体的には、対象業種に係る木材加工作業に加え、原材料（原木・資材等）の調達・受入れ、製品の検査、出荷（運搬・梱包・積込等）に係る作業や、作業場所の整理整頓・清掃などの業務が想定されます。

【木材産業特定技能協議会について】

Q6 協議会にはいつ加入すればよいですか。

特定技能外国人の受入れが決定し、出入国在留管理庁への在留諸申請を行う前に協議会に加入してください。(在留諸申請の際に、受入れ機関が協議会の構成員であることの証明書を提出する必要があります。)

Q7 現時点で特定技能外国人を雇用する予定はありませんが、とりあえず加入することは可能ですか。

特定技能外国人の受入れ予定がない場合の協議会への加入を妨げるものではありませんが、原則として、受入れの目安がついた段階で加入申請をいただくようお願いいたします。

Q8 「協議会への加入」、「試験の受験」、「雇用契約の締結」はどのような順番で手続きすればよいですか。先後関係に決まりはありますか。

一般的には、技能試験及び日本語試験に合格した後に、外国人と受入れ機関との間で雇用に関する契約が締結されるとともに、受入れ機関は在留諸申請に向けて協議会に加入することが想定されますが、それぞれの先後関係について決まりはありません。

例えば、試験の合格を前提に雇用が内定している場合に、外国人が試験を受験するより先に、受入れ企業が協議会への加入手続きを進めていただくことも差し支えありません。

Q9 協議会の加入には、どれくらいの時間がかかりますか。

個別の事情によって異なりますが、1～2か月程度かかることを見込み、時間的余裕を持って手続きいただくようお願いいたします。

入会申請を行うに当たり、まずは(一社)全国木材組合連合会による「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」に基づく取組状況の確認を受けていただく必要があります(Q12-1参照)、これをスムーズに行っていただくことがポイントとなります。具体的には(Q12-3)を御参照ください。

なお、「特定技能1号」への移行(在留資格の変更)を希望される方で、在留期間の満了日までに申請に必要な書類を揃えることができない(ex.協議会加入が間に合わない)など、移行のための準備に時間を要する場合は、「特定活動(6か月間就労可)」への在留資格変更許可申請を行うことができます。詳しくは、出入国在留管理庁のホームページを御確認ください。

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00025.html)

Q10 複数の事業所で受入れを検討していますが、協議会への加入は本社(本店)だけでよいですか。

協議会には事業所単位で加入いただくこととしています。

このため、同一法人であっても、複数の事業所(工場)で特定技能外国人を受入れる場合は、事業所(工場)ごとに協議会の加入手続きをお願いします。

Q11 協議会加入時の必要書類について

(Q11-1) 添付書類に「定款の写し又はこれに代わる書面」とありますが、「これに代わる書面」とは何ですか。

当該書類は、木材産業分野の対象業種に該当する事業を営んでいることを確認するため、受入れ機関の事業内容が記載されている書類の提出をお願いするものです。

定款の写しに代わる書面としては、例えば、確定申告時に提出する「法人事業概況説明書」の写しや、「都道府県の条例等に基づく木材業者登録証」の写しなどが考えられます。

(Q11-2) 添付書類に「機械設備一覧表」とありますが、なぜ提出が必要なのですか。様式に指定はありますか。

(Q11-1)への回答と同様、機械設備一覧表についても、受入れ機関が木材産業分野の対象業種に該当する事業を営んでいること(該当する製品の製造加工を行っていること)を確認するために提出をお願いするものです。

機械名、型式、台数等が分かるものとなっていれば、様式は問いません。(既存のもので構いません。)

Q12 「特定技能外国人の労働安全の確保のために講ずる措置」について

(Q12-1)なぜ作業安全の取組状況についての確認が必要なのですか。具体的にはどのような手続きが必要となりますか。

木材産業の労働災害発生率は、他の製造業と比べて約4.4倍と高い水準にあり、特に日本の労働慣行や日本語に習熟していない外国人労働者の労働災害防止の観点から、受入れ機関においては確実に労働安全対策に取り組んでいただく必要があります。

このため、木材産業特定技能協議会では、受入れ機関に対し、

- ・農林水産省が策定した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」に基づく取組を行っていただくこと
- ・その取組状況について、①協議会加入時、および、②加入後2年ごとに、(一社)全国木材組合連合会による確認を受けていただくことを、告示に基づき分野独自の追加要件として設定することとしたものです。

具体的には、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」チェックシートのすべての項目について、外国人を受け入れる事業所ごとに作業安全対策の取組状況を記入した上で、根拠資料とともに（一社）全国木材組合連合会の確認を受け、交付される確認証を事務局に提出する必要があります。

(Q12-2) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」とはなんですか。

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」は、農林水産業・食品産業（木材産業を含む）の現場で作業事故の発生率が高い傾向にあることを受けて、令和3年に農林水産省が策定したものです。

作業安全の向上のために事業者の方々に日々留意し実行していただきたい事項を、業種ごとに「個別規範」として整理し、取組の必要性や具体的に行う取組の内容等を記載した解説資料と、取組状況の点検に使えるチェックシートとともに公表しています。

具体的な内容は、林野庁ホームページをご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>

(Q12-3) 作業安全対策の取組状況について、具体的にどのような内容の確認が行われるのですか。

取組状況の確認は、記入・提出いただくチェックシートに沿って行われます。

当該事業所には該当しない項目を除き、すべての項目が「○：実施している」となっている必要があります、それらを示す根拠資料（写真含む。）の提出も必要です。

例えば、チェックシートの項目 1-(2)-⑥の「作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。」では、安全管理士や労働安全コンサルタント、産業医等による安全診断や安全パトロールを実施していることが求められます。

スムーズに確認を受けるためにも、取り組んでいない項目がある場合は、あらかじめ準備をしていただくことが重要です。

詳しくは（一社）全国木材組合連合会にお問い合わせください。

【木材産業特定技能1号評価試験について】

Q13 試験日程・開催場所は決まっていますか。

試験の日程・開催場所については、林野庁ホームページ及び試験実施機関のホームページにおいて公表しておりますので御確認ください。

Q14 試験の出題範囲を教えてください。

試験の概要及びサンプル問題を試験実施機関のホームページに公表しておりますので御確認ください。

なお、出題内容についての個別のお問い合わせにはお答えできませんので御了承ください。